2021年7月1日発行

宮城労働局メールマガジン

-- 目 次 --

≪局長だより≫

≪お知らせ≫

- 1.8月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について
- 2. 在籍型出向支援制度のご案内
- 3. 宮城労働局長による「安全週間公開安全衛生パトロール」を実施します
- 4. STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン — 7月は重点取組期間です —
- 5. 育児・介護休業法が改正されます
- 6. 夏季における年次有給休暇の取得促進について

≪局長だより≫

新型コロナ感染症のワクチン接種について、 医療従事者と 65 歳以上が進捗して、6 月下旬に なって 65 歳未満の働く人も対象になってきまし た。職域接種、市町村の住民への接種、県の大規 模接種センターの3ルートが平行して進んでいま す。

職域接種(千人以上)は、場所や医師等を自 前で確保して内閣府 IP に計画を出すことになっ ています。千人は企業の従業員だけでなく、取引 先、家族なども含めてよいし、事業継続にとっ て、また社員・家族に有り難がられる福利厚生な ので、多くの県内企業で行われることを期待して います。

仙台市の接種券は、6/19 以降高い年齢の人から順次届いていますが、59 歳以下については、基礎疾患がある人、高齢者施設に従事する人は接種券が届けばすぐ予約できるが、それ以外の人は後日届く葉書がないと予約できず8月中旬以降になるといいます。

一方県の大規模接種センター(仙台駅東口) では、年齢を問わず接種券を持っている人が接種 を受けられ、今週から受け付けるが始まっていま す。 3つのルートのうちどれが早いか気を揉んでいる 方も多いと思いますが、以上は6/30現在の情報で 日々状況が動いていますので、ご確認のうえ対応 していただきたいと思います。

1.8月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について

(注)以下は、事業主の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点(6/18現在)での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、今般、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、また、東京都・愛知県・大阪府等の都道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべきとされたこと等を踏まえ、7月末までとされている現在の助成内容を8月末まで継続することとする予定です。

(1)「雇用調整助成金」について

雇用調整助成金等の特例措置は5月~8月は縮減され、1日当たりの上限額が13,500円(4月までは同15,000円)となります。また、中小企業で解雇等を行わなかった場合の助成率は9/10(4月までは10/10)となります。

なお、まん延防止等重点措置解除地域(仙台市)において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は4月まで適用されていた特例措置が6月まで適用されます。

また、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の事業主は4月まで適用されていた特例措置が8月まで引き続き適用されます

(2)「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・ 給付金」について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請対象期間が8月まで延長されます。なお、1日当たりの上限額は9,900円(4月までは11,000円)となります。

なお、まん延防止等重点措置解除地域(仙台市) において、知事の要請による営業時間短縮等に協力 する事業主は4月まで適用されていた特例措置が6月まで適用されます。

【お問合せ先】

- 雇用調整助成金 職業対策課 (022-299-8063)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター (0120-221-276)

2. 在籍型出向支援制度のご案内

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間 の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先 企業の双方から雇用され、一定期間継続して勤務す ることをいいます。

(公財)産業雇用安定センターでは一時的に雇用 過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人 手不足などの企業との間で「出向」を活用しようと する場合に、双方の企業に対して出向のマッチング を無料で行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先双方の事業主に対して、一定期間の助成を行うため、産業雇用安定助成金が創設されました。

産業雇用安定助成金は、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、賃金を含む出向中の経費の一部や、出向初期経費について、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給を行います。

【お問合せ先】

- ・在籍型出向を活用したマッチング支援 公益財団法人産業雇用安定センター宮城事務所 (022-726-1826)
- · 産業雇用安定助成金 職業対策課 (022-299-8063)

3. 宮城労働局長による「安全週間公開安全衛生パトロール」を実施します

宮城労働局では、全国安全週間に合わせ、労働局 長による公開安全衛生パトロールを実施します。

◆日時 令和3年7月6日(火)

9:45~12:00

◆対象

工事名 東北学院大学五橋キャンパス新築工 事(発注者:学校法人東北学院)

施工者 竹中・銭高・橋本・仙建特定建設工 事共同企業体

所在地 仙台市若林区清水小路3番1他

- ◆詳細は、下記ホームページをご覧ください。
- * なお、パトロールは新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に配慮して行います。
- ●宮城労働局長による「安全週間公開安全衛生パトロール」を実施します

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagiroudoukyoku/content/contents/000903998.pdf

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

4. STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン7月は重点取組期間です —

昨年の全国の熱中症による休業4日以上の労働災害による死傷者数は959人で、県内でも21人が被災しています。このうち全国では22人、県内1人が亡くなっています。

県内について過去5年間でみると、休業4日 以上の死傷者数は66名で、うち7月と8月で全 体の80%を占めています。また、業種別では建 設業、製造業、運輸交通業の順に多くなってお り、この3業種で全体の68%を占めています。 発生場所は半数近くが屋内で発生しており、屋外 での作業時はもちろん、屋内作業時にも十分な対 策が必要です。

厚生労働省では、関係団体と連携し、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開して おり、特にその発生が多い7月を重点取組期間と して予防対策を強く呼びかけています。

WBGT値(暑さ指数)を活用しながら、作 業環境管理、作業管理、健康管理に加えて、労働 衛生教育も適切に実施し、暑い夏を乗り越えまし よう。 なお、新型コロナウイルス感染防止のため、 当面マスクを着用しての作業となりますので、こ のことも踏まえた配慮をお願いします。

詳しくは、宮城労働局ホームページをご覧く ださい。

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagiroudoukyoku/3/20210518coolworkcampaign.html

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

5. 育児・介護休業法が改正されます

- ◆改正ポイント(施行日)※1、3は施行日未定
- 1. 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります
- 2. 雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置が 事業主の義務になります(R4.4.1)
- 3. 育児休業を分割して取得できるようになります
- 4. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩 和されます(R4.4.1)
- 5. 育児休業取得状況の公表が義務になります (R5. 4. 1)

●詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

※さらに詳しい内容は追って省令等で定められます

【お問合せ先】

雇用環境・均等室(022-299-8844)

6. 夏季における年次有給休暇取得促進について

みんなで休暇。

夏を楽しみリフレッシュ。

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度(※2)の導入が効果的です。

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位です が、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単 位の取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukasokushin/

【お問合せ先】 雇用環境・均等室(022-299-8844)